

## ○土地売払案内書（令和7年12月）新旧対照

土地売払案内書 7頁

「IV 入札 2 入札保証金」

旧)

### (1) 入札保証金の納付方法

入札保証金は、原則保証小切手（電子交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から10日以内のもの（令和8年3月2日（月）以降に発行したもの）に限る。）で入札当日の受付時に納付していただきます。

線引き小切手で振り出される場合は、持参人払いの一般線引小切手としてください。

ただし、一部金融機関が小切手の発行を終了している状況を鑑み、金融機関が小切手を発行できない場合に限り、振込での納付を認めます。買受申込みの際に申し出てください。

振込の場合、事前に振込日及び振込金額、振込名義を本市に連絡のうえ、3月6日（金）までに振り込んでください。なお、振込手数料はご負担ください。また、振込確認のため、振込後に資産経営課まで連絡してください。

### (2) 入札保証金の額

入札者は、入札保証金として、入札者が入札しようとする価格（最低売却価格以上）の100分の3以上の額（1,000円未満切り上げ）を納付してください。

[例：95,450,000円で入札する場合の入札保証金]

①95,450,000円 ×3／100 = 2,863,500円

②1,000円未満切り上げ 2,864,000円

③必要な入札保証金額 2,864,000円以上

### (3) 入札保証金の取扱い

- ① 入札保証金には利息を付しません。
- ② 入札保証金は、落札者を除き開札後に還付します。保証小切手で納付した場合は納付場所にて還付しますが、振込の場合は入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（本市所定様式）を提出いただき、後日還付します。
- ③ 落札者には、契約締結後に還付します。（契約保証金に充当することもできます。）
- ④ 落札者の決定後、落札者がその権利を放棄したときは、納付された入札保証金は市に帰属します。

新)

(1) 入札保証金の納付方法

入札保証金は、原則保証小切手（電子交換所に加盟する金融機関が振り出し、発行日から10日以内のもの（令和8年3月2日（月）以降に発行したもの）に限る。）で入札当日の受付時に納付していただきます。

線引き小切手で振り出される場合は、持参人払いの一般線引小切手としてください。

ただし、一部金融機関が小切手の発行を終了している状況を鑑み、金融機関が小切手を発行できない場合に限り、振込での納付を認めます。買受申込みの際に申し出てください。

振込の場合、事前に振込日及び振込名義を本市に連絡のうえ、3月6日（金）までに振り込んでください。なお、振込手数料はご負担ください。また、振込確認のため、振込後に資産経営課まで連絡してください。

(2) 入札保証金の額

入札者は、入札保証金として、最低売却価格の100分の3に相当する額（1,000円未満切り上げ）を納付してください。

物件① 東大阪市永和一丁目15番1	2,458,000円
物件② 東大阪市菱江六丁目163番7	237,000円

(3) 入札保証金の取扱い

- ① 入札保証金には利息を付しません。
- ② 入札保証金は、落札者を除き開札後に還付します。保証小切手で納付した場合は納付場所にて還付しますが、振込の場合は入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書（本市所定様式）を提出いただき、後日還付します。
- ③ 落札者には、契約締結後に還付します。（契約保証金に充当することもできます。）
- ④ 落札者の決定後、落札者がその権利を放棄したときは、納付された入札保証金は市に帰属します。